

尾崎駅周辺魅力創出事業業務仕様書

阪南市未来創生部企画課

1. 業務の名称

本業務の名称は、「尾崎駅周辺魅力創出事業業務」とする。

2. 業務の目的

本市では、令和4年3月に策定した「総合計画」の土地利用の方向性に基づき、持続可能なまちづくりを推進するため、尾崎駅周辺を中心拠点として位置づけている。これにより、尾崎駅周辺エリアの都市機能を強化し、公民連携による仕組みづくりの構築をめざしている。

本業務では、令和6年度の尾崎駅周辺まちづくり戦略検討支援業務の成果報告書（以下、「令和6年度成果報告書」とする。）に基づき、社会実験を通じて公民が連携してまちづくりに取り組むための仕組みづくりや、まちの賑わいを創出する方法を検討・実施し、社会実験の結果を分析して持続可能な取組方法を検討することを目的とする。

本業務委託は、公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、受託者からの提案を踏まえて内容について協議を行い、最終的な仕様を決定する。

3. 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 委託業務の場所

別紙「対象エリア」のとおり

5. 業務内容

本業務では、令和6年度成果報告書に基づき、社会実験を通じて公民が連携してまちづくりに取り組むための仕組みづくりや、まちの賑わいを創出する方法を検討し、公民が連携したまちづくりをすすめることを目的とする。

① ワークショップ等の開催支援

令和6年度成果報告書を参考に、具体的な社会実験を検討するワークショップを複数回開催できるようテーマの抽出やワークショップの進行に対する助言など発注者が的確なワークショップを実施できるよう支援すること。

② 社会実験の開催支援等

前項のワークショップ等で決まった社会実験を実施するため、実施手法などを複数案提案し、実施に向けた物品等を用意すること。なお、2以上の社会実験を実施支援すること。また、社会実験は、市役所や道路等の公共空間を活用した取組であり、滞留時間を延ばすことや、「歩く文化」の形成につなげることを目的に実施するものを検討している。

③社会実験に伴う課題の抽出等の支援

前項の社会実験の実施結果を分析するとともに、持続可能なまちづくりに取り組むための仕組みづくりや、賑わい創出の仕組みづくりを検討支援すること。

④エリアプラットフォーム等の構築支援

エリアプラットフォーム等（まちづくり会社・組織等も含む。）を構築するための必要な支援を行うこと。

⑤その他

必要な事項について、独自提案を行うこと。

令和6年度成果報告書

<https://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/mirai/kikaku/oshirase/9594.html>

6. 成果品

- ① 「尾崎駅周辺魅力創出事業業務」報告書
A4版、2色刷一部フルカラー印刷 5部以上
CD-ROM等の電子データ 1枚
- ② 本業務関連の電子データ（加工可能な形式を含む。）
各種資料1式
CD-ROM等の電子データ 1枚

7. 納品場所

阪南市未来創生部企画課

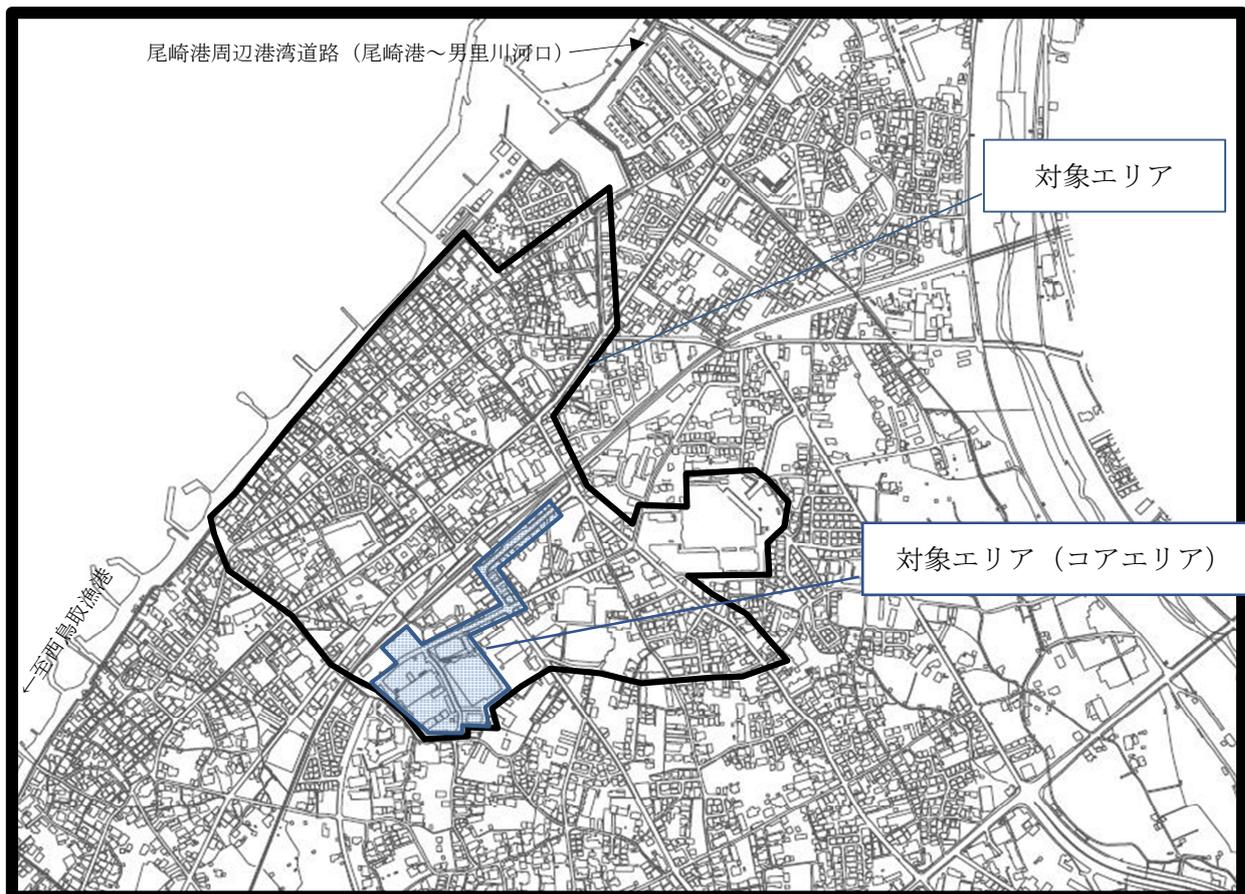
8. その他

- ① 本業務により得られた成果品及び権利は、全て発注者に帰属するも

のとする。受注者は、本業務に係る著作権人格権を行使しないものとする。受注者は、発注者の許可なく成果品等を公表、貸与又は使用してはならない。

- ② 発注者は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとし、受注者は、その求めに応じなければならない。
- ③ 本業務の遂行に当たり、受注者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないよう十分注意しなければならない。
- ④ 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請負わせてはならない。ただし、一部でかつ、業務の主要な部分を除き、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- ⑤ 受注者は、本業務の実施のために必要な受注者が従前より有する著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む。）、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告がない場合は、受注者は問題がないことを認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受注者の責任により対処するものとする。
- ⑥ この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関し、疑義が生じた場合は、事前に発注者と協議し、その指示に従うものとする。

別紙「対象エリア」



※本業務には、5.業務内容、②社会実験の開催支援等の「歩く文化」の形成のなかのルート設定について、上図対象エリアの他、阪南市鳥取地区西鳥取漁港と尾崎駅前を結ぶルート、尾崎港周辺港湾道路についての検討も含むものとする。